

topics

01

南幌消防団長に就任されました

南空知消防組合南幌支署
☎378~2619

4月1日付けで河村由紀男さん（11区）が南幌消防団長に就任されました。これからも地域の消防・防災活動に万全を期していきますのでよろしくお願いいたします。



topics

02

南幌町難聴児補聴器購入費等助成事業について

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

町では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童の言語習得や、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成する事業を本年度より開始しました。

■対象児童

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- ①南幌町内に住所を有し、申請時点で18歳未満の方。
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方。
- ③補聴器の装着により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方。
- ④同一世帯内に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいないこと。

■助成額

障害者総合支援法に基づく補装具費の算定基準のうち、「高度難聴耳かけ型」の購入基準額と、実際に補聴器の購入に要する額のいずれか低い額。

■自己負担額

- 市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は0円
- 市町村民税課税世帯は助成基準額の1割

■申請に必要なもの

- (1) 難聴児補聴器助成申請書
- (2) 耳鼻咽喉科医師が必要事項を記載した難聴児補聴器購入費等助成意見書
- (3) (2)の医師意見書に基づき補聴器販売業者等が発行した見積書
- (4) 印鑑
- (5) 振込先金融機関の口座番号・口座名義人がわかるもの
- (6) 南幌町で市町村民税の額が確認できない場合は、世帯全員の市町村民税額が確認できる書類

■申請・お問い合わせ

保健福祉課福祉障がいG（☎378~5888）

故郷ふれあいミーティングをご活用ください！

町民の皆さんから地域における諸問題や町政に関する意見等について直接町長が伺い、意見交換します。行政区 町内会、グループや各種団体（10名以上）で申込みが可能です。開催場所は各地域の集会場や公共施設で、日程 開催場所についても調整します。気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ：まちづくり課企画情報G】

広告



民生委員・児童委員は、「民生委員法」及び「児童福祉法」により厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、ひとり暮らしの高齢者、障がい者がいるお宅への訪問や見守り、登下校時の児童・生徒に対する声かけ活動をはじめ、暮らしに関すること、育児や教育に関することなどにおいて、皆さんの立場に立って相談・支援を行い、内容に応じて、町や関係機関への橋渡しをするなど、身近な地域福祉の担い手として大きな役割を果たしています。

また、子どものことを専門に担当する「主任児童委員」も2名います。日常生活や教育・子育てなどで困ったことや悩みごとがありましたら、お住まいの地区担当委員まで気軽にご相談ください。

■民生委員児童委員・主任児童委員名簿（平成30年4月1日現在）

担当地区	氏名	住所	担当地区	氏名	住所
三重・中樹林	大串 照子	南11西5	15区・中央	横井 和子	中央1丁目8-15
青葉・13区	林 仁	南14西5	15区・中央	内田寿美子	栄町1丁目2-27
青葉・13区	熊木 清二	南12西1	西町	川口 幸一	西町3丁目9-13
6区	原田 一子	元町4丁目3-13	西町	佐藤 順子	西町2丁目3-9
6区	藤田美知子	元町4丁目1-16	北町	加藤 修	北町5丁目4-16
7・8区	岡山 敏幸	南17西9	北町	磯野 薫	北町2丁目7-2
9・10区	岩城 勝道	南12西15	緑町	小林 市男	緑町5丁目5-1
11・12区	岡部 洋幸	南16西19	緑町	太田 重雄	緑町4丁目2-15
11・12区	千成 勝治	南17西20	東町・美園	西川志津子	東町1丁目2-12
稲穂	門田 雅彦	稲穂3丁目3-16	主任児童委員	中鉢須美子	南11西9
14区	岩野 博子	北町2丁目2-7	主任児童委員	佐藤 純子	西町2丁目1-5
14区	木村 修治	栄町1丁目1-26			

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888)

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、様々な経験を持つ人たちが、地域の中で人権思想を広め住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するために活動しています。また、街頭啓発、講演会や座談会などを通じて、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動にも努めています。

■人権擁護委員 岩井淳一さん（6区）・段坂正登士さん（6区）・小原康子さん（北町）

相談は無料で、秘密を厳守しますので、日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について、悩んだとき、困ったときは、ぜひ地域の人権擁護委員にご相談ください。

また、気軽に相談できる場所として、人権・困りごと相談所が法務局で常時開設され、人権擁護委員及び法務局職員が対応しています。詳細については、札幌法務局岩見沢支局（☎0126~22~0619）までお問い合わせください。

《特設人権・困りごと相談所開設》

岩見沢人権擁護委員協議会及び札幌法務局岩見沢支局は、次の日時に特設人権・困りごと相談所を開設します。いじめ、虐待、離婚・DVなどの家庭内のもめごと、近隣とのトラブルなど、何か身近なことで困っていることはありませんか？あなたの街の人権擁護委員がご相談に応じます。

なお、相談は無料で秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。

■日時 6月1日(金) 10時~12時まで

■場所 保健福祉総合センターあいくる 2階会議室

みんなの人権110番 (☎0570~003~110)
 子どもの人権110番 (☎0120~007~110)
 女性の人権ホットライン (☎0570~070~810)

topics

05

軽自動車税の減免申請について

税務課
課税 G

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が通院・通学のために使用する軽自動車にかかる税金は、申請をすることで税金が減免されます。

■提出書類

- ①減免申請書 ②平成30年度軽自動車税納税通知書 ③軽自動車を運転する方の運転免許証
- ④身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神保健福祉手帳のいずれか(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方は、知的障がい者または精神障がい者であると判定若しくは診断された書類)
- ⑤自動車検査証の写し ⑥通院証明書、通学証明書等(通院証明書については、お薬手帳、医療費領収書または診察報酬明細書(いずれも過去3ヵ月分の写し)など、通院していることがわかる書類の提出をもって代えることができます。)

■提出期限 5月24日(木)まで ※期限を過ぎると減免申請の受付はできません

■お問い合わせ 税務課課税 G

topics

06

まちづくり活動支援事業実施団体を募集中!

まちづくり課
企画情報 G

町では、協働のまちづくりを推進するため、団体が地域の課題解決などに取り組む活動を積極的に応援します。この事業は、「地域おこしのために、こんなことをやってみたい」など、町内の団体(5名以上)が自主的に取り組む公益的な活動に対して助成します。

※団体が円滑な事業推進のために町でサポートとすることもできます。

※既存の団体活動事業であっても、新たな工夫が加えられる事業については対象となります。

■申請期間 5月18日(金)まで

■補助メニュー

- 協働のまちづくり事業(補助率10分の8以内・補助上限額80万円)
【事業例】特産品の開発・普及啓発、南幌町の魅力発信、お見合いイベント
- 地域コミュニティ活性化事業(補助率10分の7以内・補助上限額30万円)
【事業例】地域環境美化活動、地域での防犯活動、地域防災対策活動
- 地域交流推進事業(補助率10分の5以内・補助上限額30万円)
【事業例】地域スポーツ大会、地域盆踊り大会、三世代交流夏祭り

■お問い合わせ まちづくり課企画情報 G

topics

07

全国一斉情報伝達訓練を実施します

総務課
総務 G

消防庁では、地震や武力攻撃などに備え、全国一斉の情報伝達訓練を実施します。

この訓練は、Jアラートと連携したもので、各家庭に設置した戸別受信機が正常に稼働するかどうかの確認を行うことから、訓練用のテスト情報が放送されますので、お間違えのないようお願いいたします。

■訓練実施日 5月16日(水) 午前11時頃

広告



topics 08

平成30年度（平成29年分）所得・課税証明書の発行期日について

税務課 課税G

■発行可能期日

- ①住民税が給与から天引きされている本人…5月10日(木)より
- ②住民税をご自身で納められている本人及び、①②の配偶者・扶養親族…6月1日(金)より

■手数料 1通400円 ※なお、郵送での請求方法については、担当までご確認ください。

■申請場所及び問い合わせ先 税務課課税G

topics 09

町税等納税通知書発送日・納期限について

税務課 課税G

税(料)目	発送日	納期限											
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
住民税(個人で納付する方)	6月1日(金)		1期		2期		3期		4期				
固定資産税	5月10日(木)	1期		2期		3期		4期					
軽自動車税	5月1日(火)	1期											
国民健康保険税	6月11日(月)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
後期高齢者医療保険料	7月10日(火)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
介護保険料	7月10日(火)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

※納期限は各納期の月末ですが、12月については25日です。

※コンビニでも納付できます。

※月末が土・日曜日、祝日の場合は翌日となります。

※給与から住民税が天引きされる方の納税通知書は、5月10日に各事業所に送付します。

- お問い合わせ 住民税・固定資産税・軽自動車税：税務課課税G ☎378～2121
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料：住民課国保医療G ☎378～2121
- 介護保険料：保健福祉課高齢者包括G(あいくる) ☎378～5888

topics 10

長幌上水道企業団からのお知らせ

長幌上水道企業団 ☎0123～82～5700

■漏水調査にご協力を

企業団では、隠れた水漏れを見つけるために漏水調査を実施します。漏水調査には企業団が委託した専門調査員が敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。この調査は企業団の費用で実施していますので調査費用及び水道メーターまでの漏水修理費を請求することはありません。

- 道路内に布設されている水道管及び宅地内にある水道メーターまでの水道管を「音聴棒」という長い棒を使い、地下の水道管で漏水がないかを聞き分けます。
- 企業団が委託した調査員は、必ず「長幌上水道企業団」と記名された腕章をし、企業団で発行した写真付き身分証明書を携帯していますので、不審と思われた場合は、掲示をお求めください。
- 実施期間：平成31年3月まで

■水道メーターの取替え

水道メーターの有効期限は法律で8年と定められ、期限の来るメーターは無償で取替えます。長幌上水道企業団及び企業団から委託された業者が、対象のお宅に連絡のうえ作業を行います。作業中に一時断水するなど、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

- 実施期間：7月～12月

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。年度（5月～翌年3月まで）に一度の健診でご自身の健康状態を確認しましょう。40歳以上の方は、がん検診も一緒に受けましょう。※医療機関に定期通院中の方も受診いただけますので、あいくるにご相談ください。

■受診に必要なもの

- ・受診券 ・保険証 ・自己負担する料金

■南幌町の検診対象者、料金

特定健診	検診名	加入保険	受診対象	自己負担額
特定健診	若年者健康診査	南幌町国民健康保険	30～39歳	1,000円
	特定健康診査		40～74歳	
	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度	南幌町の方	
がん検診	胃がん検診	各医療保険 (南幌町国保、後期高齢者医療、協会けんぽ等)	40歳以上の方	1,000円
	肺がん検診			400円
	大腸がん検診			500円
	前立腺がん検診		50歳以上の男性の方	500円

■南幌町の特定健診（6月集団健診）のご案内

対象者には、郵送でご案内しますので、6月集団健診以外の受診場所や日程は、受診券に同封のご案内をご覧ください。

■集団健診日・会場

6月12日(火)夕張太集落センター 6月13日(水)～16日(土)保健福祉総合センターあいくる
※胃・肺・大腸・前立腺のがん検診も一緒に受診できますので、あらかじめお申し込みください。

■申込・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG (☎378～5888) 5月21日(月)まで

※協会けんぽ、共済組合、健康保険組合等の特定健診は、各保険者へお問い合わせください。

エキノコックス症はエキノコックスという寄生虫が肝臓に寄生しておこる病気です。山菜や沢水を直接口にしたり、虫卵に汚染された手指を介して感染します。感染しても、すぐには症状があらわれません。無症状のまま見つかる人もいますが、数年から10数年の潜伏期間を経て、症状が出現し、放っておくと転移したり、命にかかわることもあります。

山菜をとりに行く方、沢水を飲む方、キツネに触ったことのある方、犬の飼い主など感染するおそれのある方は、積極的に検診（血液検査）を受けましょう。

場 所	日 時	対象者	料 金	備 考
町立南幌病院	月曜日～金曜日	小学校 3年生以上	1,000円	※診察時間内に受診できます。
みどり野医院	月曜日～土曜日			
札幌厚生病院 ※集団検診時に実施します。	6月12日(火)～16日(土)、 11月11日(日)、2月24日(日)			※6月12日(火)は夕張太集落センター、その他はあいくるで実施します。 ※6月12日(火)～16日(土)は、国保の方のみの実施となります。
結核予防会 ※集団検診時に実施します。	9月22日(土)、9月23日(日)			※実施場所はあいくるです。
対がん協会	随時			※要予約 対がん協会 (☎748～5522)

■お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG (☎378～5888)

topics

13

『平成30年工業統計調査』を実施します
～調査にご協力をお願いします～

産業振興課
商工観光G

■目的

工業統計調査は、日本における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の趣旨と必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

■対象 従業者4人以上の全ての製造事業所

■調査期日 6月1日時点（調査員が5月下旬より調査票を配布します）

■その他 ●調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

●調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

■お問い合わせ 産業振興課商工観光G

topics

14

南幌町赤十字奉仕団新団員募集！

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

南幌町赤十字奉仕団は、赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るく住みよい社会をつくる身近な奉仕活動をする団体です。団員となって私たちと一緒に奉仕活動をしてみませんか。

興味のある方は、保健福祉課福祉障がいGまでご連絡ください。

■活動内容 ●福祉施設等の清掃ボランティア

●日本赤十字社社費納入活動

●献血の呼びかけ、ほか

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378～5888)



広告



広告



広告



家庭菜園やガーデニングに土と肥料は必要不可欠です。肥料を家庭から出る「生ごみ」で作ってみてはいかがですか。「生ごみ」を堆肥化することで、ごみの量が減り、おいしい野菜も採れ、きれいな花が咲いたとしたら、とても環境にやさしい生活が送れるのではないのでしょうか。

■補助台数 ①生ごみ堆肥化容器 20個 ②電動生ごみ処理機 8台

■補助対象者

- 南幌町内に居住している方。ただし、事業所等は除きます。
- 購入した容器、処理機の設置及び生産された堆肥を使用する土地を所有または借地している方。
- 購入した容器を直ちに設置し、適正に維持管理できる方。

■受付期間・場所

- 期間 5月1日(火)～10月31日(水) ※補助個数及び台数に達し次第締め切りとなります。
- 場所 住民課環境交通G

■取扱店

- 生ごみ堆肥化容器：南幌町農業協同組合 (☎378～2231)、ホームックニコット南幌店 (☎380～4000)
- 電動生ごみ処理機：株高松商店 (☎378～2421)、ホームックニコット南幌店

■その他

補助対象容器や補助対象数量、補助額及び購入の流れなどの詳細については、広報なんぼろ3月号とあわせて配布した、「2018年度改訂版 ごみの分け方・出し方のしおり」(p.38)をご覧ください。

■お問い合わせ 住民課環境交通Gまたは、南空知公衆衛生組合 (☎0123～88～3900)

町では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるよう、また、介護保険事業が円滑に行われるよう、3年ごとに介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、計画に基づいて事業を実施しています。

平成29年度に策定した第7期計画(平成30年度から平成32年度)の実施状況の点検と評価及び進行管理を行い、次期第8期計画の策定に向けた審議に参加していただける方を募集します。

この委員会は、町長が委嘱する10人以内の委員で組織し、今回公募する委員のほか、学識経験者、保健医療福祉関係者、行政関係者で構成されます。

■応募資格及び募集人数 (①②各1名)

町内在住で、

①65歳以上の方で、町の介護予防事業に参加された方、若しくは参加している方、または介護予防サービスを利用されている方

②要介護1以上の方がご家族にいて、居宅サービスを利用しながら在宅で介護されている方

※応募多数の場合は、選考とさせていただきます。選考結果は応募者全員に通知します。

■任 期

平成30年6月～平成32年3月

■応募方法

任意用紙に、①氏名、②住所、③生年月日、④連絡先、⑤応募の動機、を記載の上、5月18日(金)までに、保健福祉課高齢者包括Gに提出してください。

■会 議

任期中において、2時間程度の会議を平日夕方の時間帯に2回開催する予定です。

■報 酬

会議1回の出席につき3,100円

■応募・お問い合わせ 保健福祉課高齢者包括G (☎378～5888)